

イーストスプリング・インドネシア債券オープン(毎月決算型) 追加型投信/海外/債券

第51期決算における収益分配金と今後の見通しについて

販売用資料 2016年7月19日

平素より「イーストスプリング・インドネシア債券オープン(毎月決算型)」(以下、「当ファンド」といいます)をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは第51期決算(2016年7月19日)におきまして、収益分配金を60円(1万口当たり、税引前)と致しましたのでお知らせ申し上げます。

- ・ 今期の分配金額(1万口当たり、税引前) : 60円
- ・ 分配金落ち後の基準価額(2016年7月19日) : 5,732円
- ・ 設定来の分配金累計額(1万口当たり、税引前) : 4,330円

以下に、今回の分配金額の決定に至った背景と今後の見通しなどをQ&A形式でまとめましたのでご一読頂けますようお願い申し上げます。

Q1 なぜ収益分配金を引き下げたのですか？

当ファンドの収益分配方針に従い、基準価額や市場動向等を勘案した結果、収益分配金の水準を見直すことが適切と判断したためです。

当ファンドの収益分配方針は以下の通りです。

- ・ 毎月18日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます)等から、収益分配を行います。
- ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ・ 分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

当ファンドはこれまで上記の方針に基づき、これまで分配金額を第18期(2013年10月18日)から第50期(2016年6月20日)までは每期100円(1万口当たり、税引前)とさせて頂きました。今後につきましても、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の範囲内で収益分配を行ってまいります。

しかしながら、当面は変動性の高い市場環境が継続することが想定されるため、分配金として払い出す水準を引き下げることと決定いたしました。

なお、信託財産に留保した益については、元本部分と同一の運用を行います。

英国ブルーデンシャル社はイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているブルーデンシャル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第379号/加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

この資料の10ページ以降にご留意いただきたい事項を記載しております。必ずご確認ください。

お申込みの際は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容をご確認ください。投資信託説明書(交付目論見書)等は、最終ページに記載の販売会社にご請求ください。

<ご参考> 当ファンドの投資先ファンド:
「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」の状況

2016年6月30日現在

資産別組入状況

| 資産の種類 | 比率 |
|-------|-------|
| 国債 | 96.3% |
| 社債 | 2.5% |
| 現金等 | 1.2% |

| | |
|-------|----|
| 組入銘柄数 | 39 |
|-------|----|

債券ポートフォリオの概要

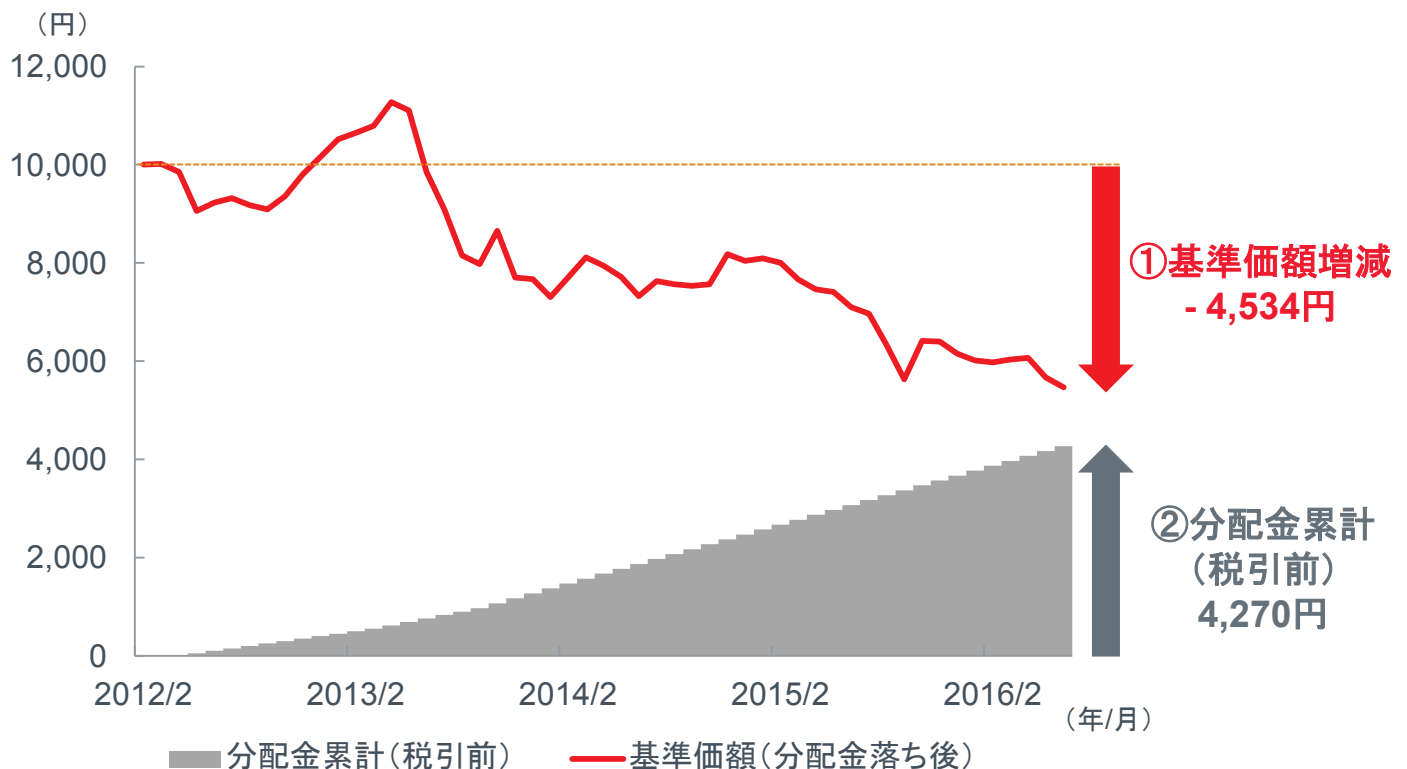
| | |
|-----------|------|
| 平均格付け | BB+ |
| 平均クーポン | 8.6% |
| 平均直接利回り | 8.2% |
| 平均最終利回り | 7.7% |
| 平均デュレーション | 6.6年 |

Q2 当ファンドの設定来の運用実績を教えてください

当ファンドの2016年6月末時点の基準価額は5,466円で、設定来の基準価額増減は4,534円のマイナスとなりました(下図①)。一方、分配金累計(税引前)は4,270円となりました(下図②)。

従いまして、①と②の差である**基準価額の264円のマイナス要因は、運用収益および信託報酬等***による要因となっています。

設定来の基準価額推移と分配金累計 (2012年2月29日～2016年6月末時点)



*当ファンドの主要投資対象である「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」における運用収益および当ファンドの信託報酬等

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第379号/加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

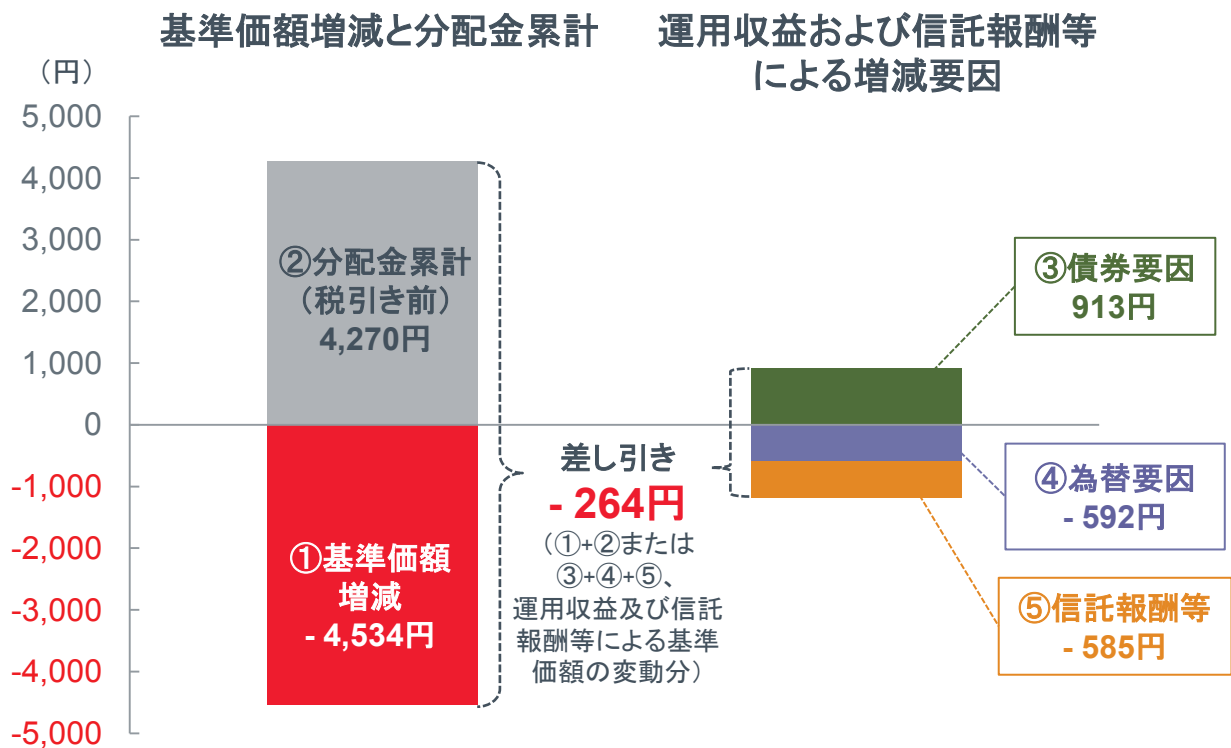
この資料の10ページ以降にご留意いただきたい事項を記載しております。必ずご確認ください。

264円のマイナス(当ファンドの主要投資対象である「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」(以下、主要投資先ファンド)における運用収益および当ファンドの信託報酬等)の内訳*については以下の通りです。

| | |
|-------------------|-----------|
| <u>債券要因(下図③)</u> | 913円のプラス |
| <u>為替要因(下図④)</u> | 592円のマイナス |
| <u>信託報酬等(下図⑤)</u> | 585円のマイナス |

債券要因がプラスであった一方、為替要因と信託報酬等がマイナスとなり、運用収益及び信託報酬等*が264円のマイナス要因となりました。

設定来の基準価額増減と要因分解 (2012年2月末～2016年6月末)



*当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で2つの投資対象ファンドに投資(8ページをご参照ください)を行いますが、基準価額への影響は主要投資対象である「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」によるものがほぼ全てであるため、「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」の運用実績と運用管理報酬および当ファンドの信託報酬などを基に試算・記載しています。

当ページの基準価額の変動の要因分析は、一定の条件の下で、イーストスプリング・インベストメンツが簡易的に行った試算に基づくものです。当ファンドは投資対象ファンドを通じてインドネシアルピア建資産に実質的に投資しておりますが、試算では当ファンドの分配金支払いの要因を除く基準価額の変動を下記の要因に帰属させるように前提条件を設けて分析しております。

- 債券要因は、主として投資対象であるインドネシアルピア建て債券からの利息収入と債券売買益および評価益に相当しますが、以下の為替要因および信託報酬等に帰属しない基準価額の変動の要因を含んでおります。
- 為替要因は、インドネシアルピアの対円での為替評価の変動による基準価額の増減を試算したものです。当ファンドでは、実際には少額の円建資産も保有しておりますが、試算上は簡易的に全額がインドネシアルピア建資産に投資されているとの前提を設けております。
- 信託報酬等については、当ファンドにおける信託報酬等の運用管理費用(消費税込)に加えて、投資対象ファンドにおける費用を考慮した実質的な負担の料率に基づき試算したコスト負担です。

Q3 当ファンドの過去1年間の基準価額の増減について教えてください

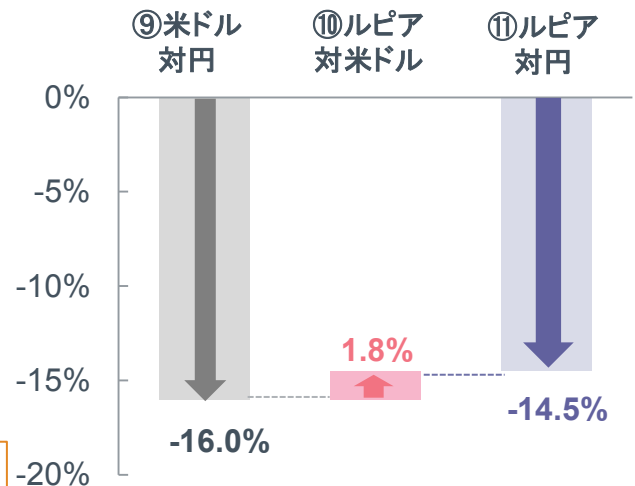
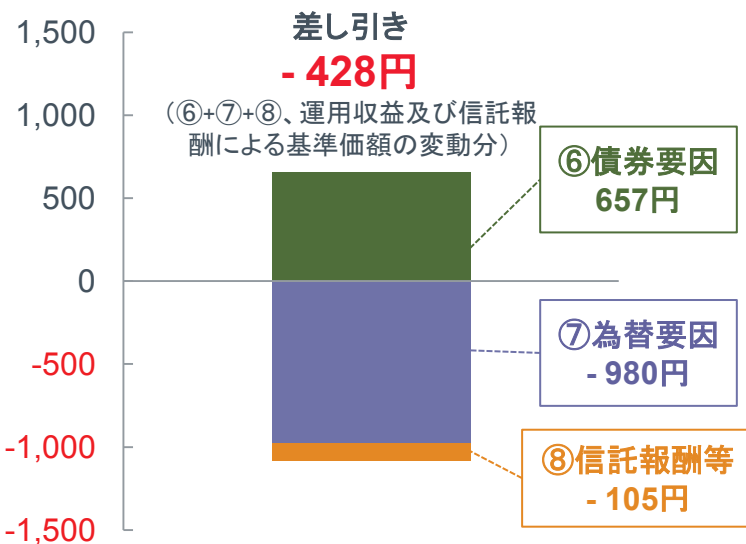
当ファンドの過去1年間の基準価額の推移を見ますと、2015年6月末の基準価額7,094円から2016年6月末時点の基準価額5,466円まで1,628円のマイナスとなりました。この間の基準価額の増減要因については、分配金の累計が1,200円、**運用収益及び信託報酬等*が428円のマイナス**となっています。

運用収益及び信託報酬等の要因の内訳を見ますと、⑥債券要因は大幅な657円のプラスとなった一方で、⑦為替要因が980円のマイナス、また⑧信託報酬等も105円のマイナスとなりました。

為替について過去1年間をしてみると、⑩インドネシアルピアは対米ドルでは若干のプラスと安定していたものの、⑨米ドル/円が16%と大幅に円高となった影響を受けたため、⑪インドネシアルピアは対円でマイナス14.5%と大幅な下落となりました。

1年間の運用及び報酬等による基準価額の増減要因 (2015年6月末～2016年6月末)

1年間の為替騰落率 (2015年6月末～2016年6月末)



*当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で2つの投資対象ファンドに投資(8ページをご参照ください)を行いますが、基準価額への影響は主要投資対象である「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」によるものがほぼ全てであるため、「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」の運用実績と運用管理報酬および当ファンドの信託報酬などを基に試算・記載しています。

当ページの基準価額の変動の要因分析は、一定の条件の下で、イーストスプリング・インベストメンツが簡易的に行った試算に基づくものです。当ファンドは投資対象ファンドを通じてインドネシアルピア建資産に実質的に投資しておりますが、試算では当ファンドの分配金支払いの要因を除く基準価額の変動を下記の要因に帰属させるように前提条件を設けて分析しております。

- 債券要因は、主として投資対象であるインドネシアルピア建て債券からの利息収入と債券売買益および評価益に相当しますが、以下の為替要因および信託報酬等に帰属しない基準価額の変動の要因を含んでおります。
- 為替要因は、インドネシアルピアの対円で為替評価の変動による基準価額の増減を試算したものです。当ファンドでは、実際には少額の円建資産も保有しておりますが、試算上は簡易的に全額がインドネシアルピア建資産に投資されているとの前提を設けております。
- 信託報酬等については、当ファンドにおける信託報酬等の運用管理費用(消費税込)に加えて、投資対象ファンドにおける費用を考慮した実質的な負担の料率に基づき試算したコスト負担です。

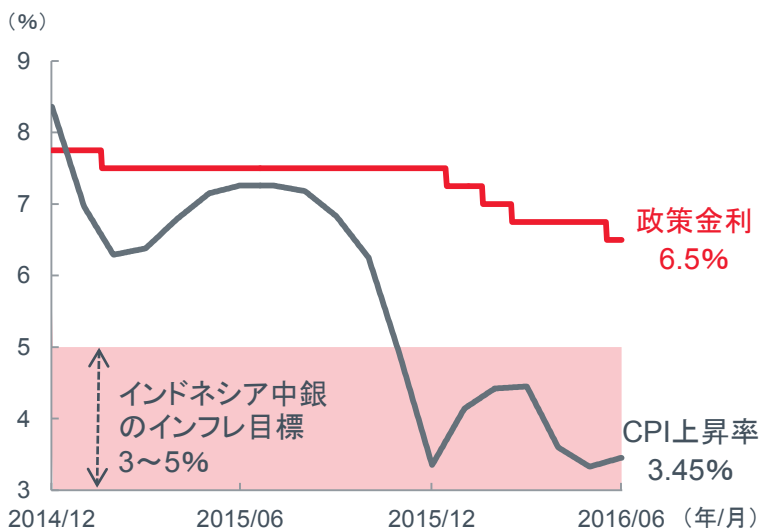
Q4 インドネシアの債券市場の見通しについて教えてください

インドネシアの債券市場を取り巻く環境は良好です。インフレ率は原油安や食料品価格の落ち着きを背景にインドネシア中央銀行(以下、BI)の目標レンジ内で安定的に推移しており、今後利下げに伴うキャピタルゲインが期待できると考えています。

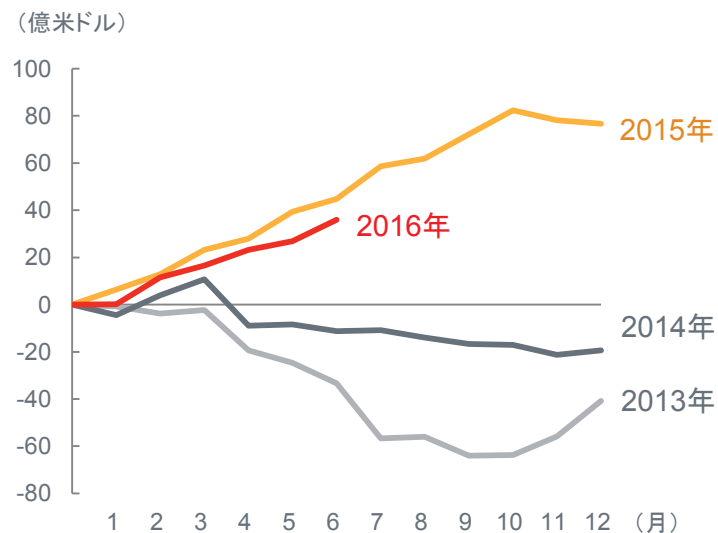
インドネシアのインフレ率は、2016年4月以降3ヵ月連続で前年同月比+4%を下回っており、BIの目標レンジ(+3~5%)で安定的に推移しています。また、貿易収支も2015年に4年ぶりの黒字に転じ、2016年1月以降6ヵ月連続の黒字となっています。

これらを背景に、インドネシアの債券市場は年初来堅調に推移(利回りは低下)しています。2016年に入ってから、BIはインフレ率の低下や安定した為替相場を背景に計4回、合計1%の利下げを実施し、政策金利を6.5%に引き下げました。BIは今後も緩和的な金融政策を維持するとみており、債券市場の見通しは良好と考えています。

消費者物価指数(CPI)上昇率(前年同月比)と政策金利の推移
(2014年12月31日~2016年6月30日)



貿易収支の推移
(年間累積額、2013年~2016年6月)



出所: Bloomberg L.P. のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

一方で、中国経済の減速や世界景気の低迷などを受けた金融市場の不安定化などのリスクも予想され、市場の変動局面では機動的にデュレーションをコントロールし、市場を取り巻くリスクに注意を払いながら運用を行っていく方針です。

Q5 今後の注目点について教えてください

①インドネシア国債の格上げ期待

ファンダメンタルズの改善を背景に、大手格付会社のS&P(スタンダード&プアーズ)による投資適格級への格上げが期待されています。

大手格付各社のインドネシア格付けと見通し

| | S&P | Moody's | Fitch |
|-------------|--------------|------------|------------|
| BBB / Baa2 | | | |
| BBB- / Baa3 | | ● (安定的) | ● (安定的) |
| BB+ / Ba1 | ● (ポジティブ) | | |
| BB / Ba2 | | | |

出所: Bloomberg L.P. のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。自国通貨建て長期債、2016年6月30日時点。

②租税恩赦(タックス・アムネ스티)による消費拡大期待

6月28日、インドネシア国会で租税恩赦法案が可決しました。税金を逃れるために海外に資産を滞留している人や申告していなかった人に対し、規定よりも低い税率を適用し、海外に滞留している資産を国内に還流させることが狙いとされています。政府の試算によると、同法の施行(2016年7月1日)により約165兆ルピア(昨年の歳入の約1割、財政赤字の半分程度に相当)の税収増につながるとみられています。

| 租税恩赦法の主な内容 | |
|--|-----------|
| 申告してインドネシア国内に資金を還流した人 (還流した資金は3年間国債等に投資すること) | 税率 |
| 2016年7~9月中に申告した場合 | 2% |
| 2016年10~12月中に申告した場合 | 3% |
| 2017年1~3月中に申告した場合 | 5% |
| 申告のみで資金還流しない人 | 税率 |
| 2016年7~9月中に申告した場合 | 4% |
| 2016年10~12月中に申告した場合 | 6% |
| 2017年1~3月中に申告した場合 | 10% |
| 資産が48億ルピアまでの企業(2015年12月31日時点) | 税率 |
| 100億ルピアまでの申告の場合 | 0.5% |
| 100億ルピア以上の申告の場合 | 2% |

※租税恩赦(タックス・アムネ스티)法とは・・・資産や所得を正しく申告していなかった納税者が自主的に開示・申告を行った場合、本来ならば課税される加算税等を減免したり刑事告発を免除したりする制度について定めた法律のこと。

出所: 各種報道に基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

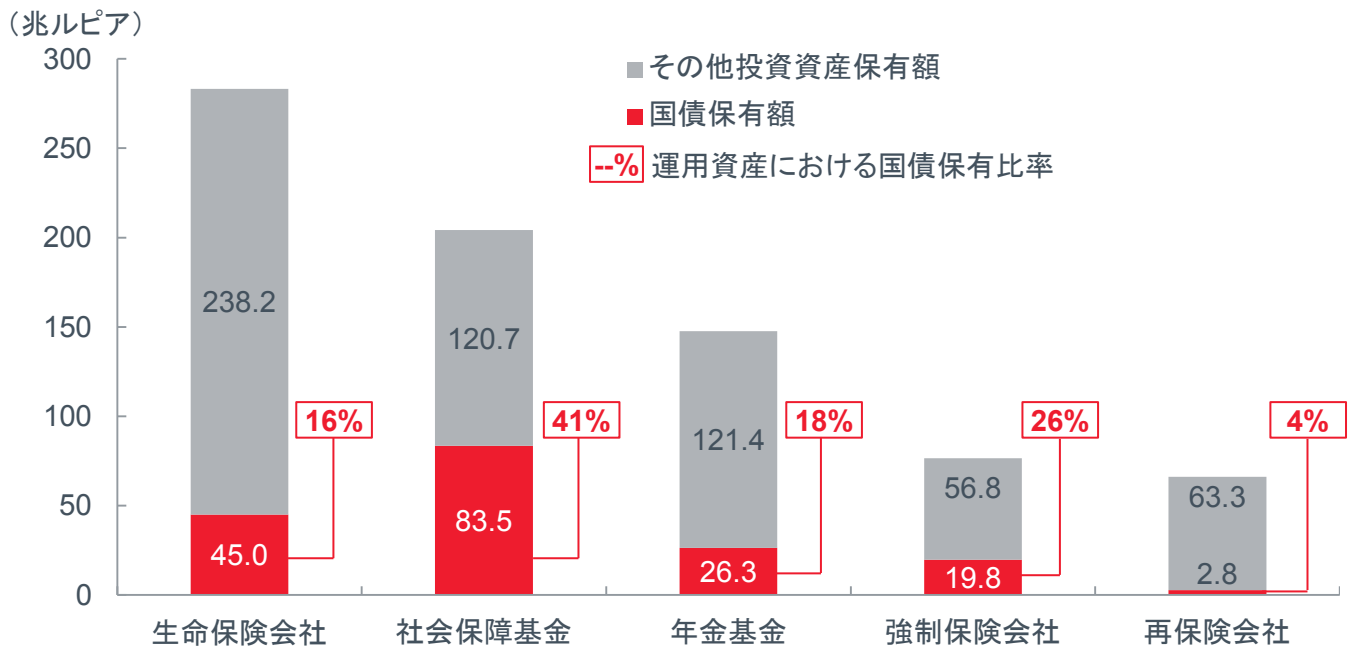
③国債最低保有規制による資金流入期待

インドネシア金融サービス庁(OJK)は、国内機関投資家の運用資産に対して、国債の最低保有規制の導入を決めました。

政府の試算では、これにより国内機関投資家の国債買い増しによる需要が、2016年中に35~41兆ルピア(約2,800~3,200億円、年間供給(ネット)の約12%に相当)発生するとしています。

※1ルピア=0.8円で換算

主要国内機関投資家の運用資産における国債保有比率 (2015年12月末時点)



国債保有規制の計画

(運用資産に対する国債の最低保有比率規制)

| | 生命保険会社 | 社会保障基金 | 年金基金 | 強制保険会社 | 再保険会社 |
|---------------------------|--------|--------|------|--------|-------|
| 保有実績 (2015年 12月末時点) | 16% | 41% | 18% | 26% | 18% |
| 最低保有比率 (2016年末(予定)) | 20% | 50% | 20% | 10% | 10% |
| 最低保有比率 (2017年末(予定)) | 30% | 50% | 30% | 20% | 20% |

出所:各種報道に基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

「イーストスプリング・インドネシア債券オープン(毎月決算型)」の特色

1 投資信託証券を通じて、主としてインドネシアの債券に投資を行います。

イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド(主要投資対象ファンド)の特徴

1. 主として、インドネシアの国債、政府保証債、政府機関債、準国債*、地方債および社債**等に投資を行うことにより、インカム・ゲインの確保とトータル・リターンを最大化を目指した運用を行います。
* インドネシア政府が50%以上出資している企業が発行する債券
** インドネシアで設立された企業またはインドネシアを中心に事業を営んでいる企業が発行する債券
 2. 主に、インドネシアルピア建ておよび米ドル建ての債券に投資を行います。
インドネシアルピア以外の通貨建ての債券に投資した場合には、原則として、実質的にインドネシアルピア建てとなるように為替取引を行います。
(注1)資金動向、市況動向等によっては、一部の債券をインドネシアルピア以外の通貨建てのまま保有する場合があります。
(注2)インドネシアルピア建ての国際機関債に投資を行う場合もあります。
 3. 運用は、イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドが行います。
 4. 外貨建資産について、原則として対円で為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。
- ※当ファンドの主要投資対象ファンドでは、インドネシアルピア建て以外の主要国通貨(主に米ドル)建て債券についてはNDF取引を利用して実質的にインドネシアルピア建て債券と同様の経済効果を持たせる場合があります(10ページ「その他の留意点」参照)。

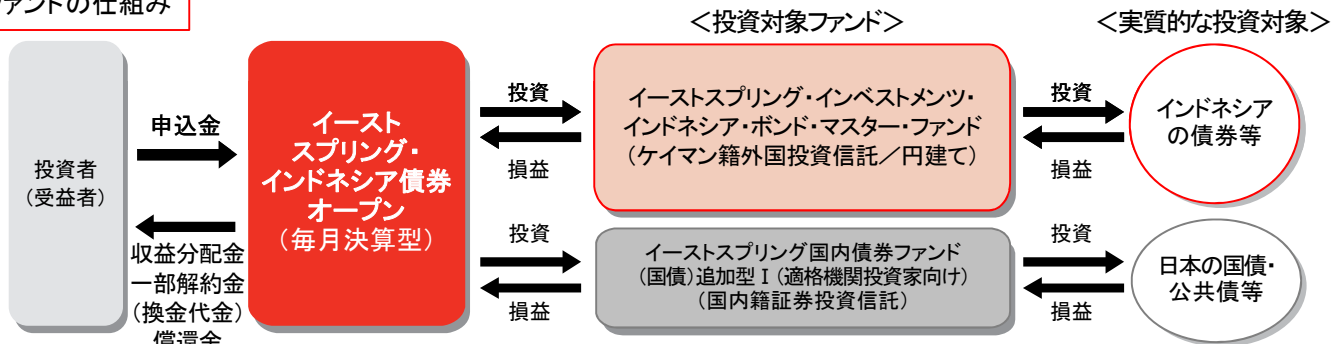
NDF取引とは:

NDF取引とは、対象通貨の受渡しを行わず、米ドル等の主要国通貨による差金決済を行うことによって、為替予約取引と類似の経済効果を持たせた取引です。インドネシアルピア等の規制通貨については、海外投資家が当該通貨の受渡しを伴う通常の為替予約取引を行うことが困難であるため、その代替としてNDF取引が行われます。

2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- 原則として、「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」への投資比率を高位に保ちます。

ファンドの仕組み



※ファンドは実質的にインドネシアの債券に投資するため、その基準価額は債券の値動きに加え、円対インドネシアルピアの為替相場の動きに影響を受けます。

3 毎月18日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配を行います。

- 毎月決算を行い、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等から、収益分配を行います。
 - 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
 - 分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
- (注)将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社について

165年以上の歴史を有する
英国の金融サービスグループの一員です。

- イーストスプリング・インベストメンツ株式会社は、1999年の設立以来、日本の投資家のみなさまに資産運用サービスを提供しています。
- イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社は、英国、米国、アジアをはじめとした世界各国で業務を展開しています。
- 最終親会社グループはいち早くアジアの成長性に着目し、2016年3月末現在、アジアでは14の国や地域で生命保険および資産運用を中心に金融サービスを提供しています。最終親会社グループの運用資産総額は、2015年12月末現在、約5,090億ポンド(約90兆円、1ポンド=178.78円)に上ります。

＜充実したアジアのネットワーク＞



〔 収益分配金に関する留意事項 〕

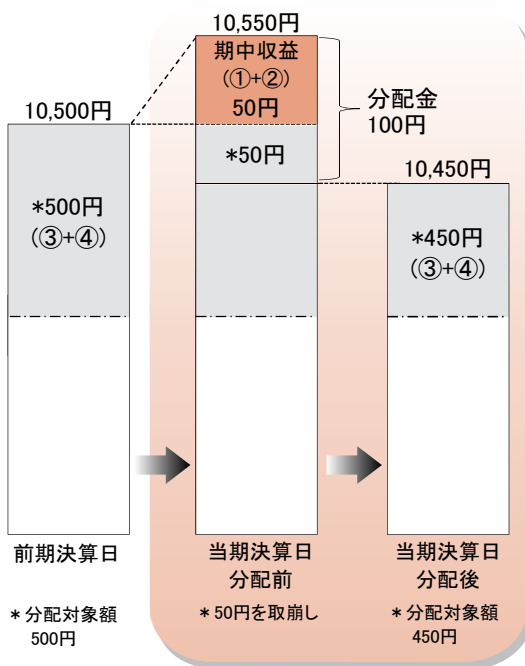
● 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



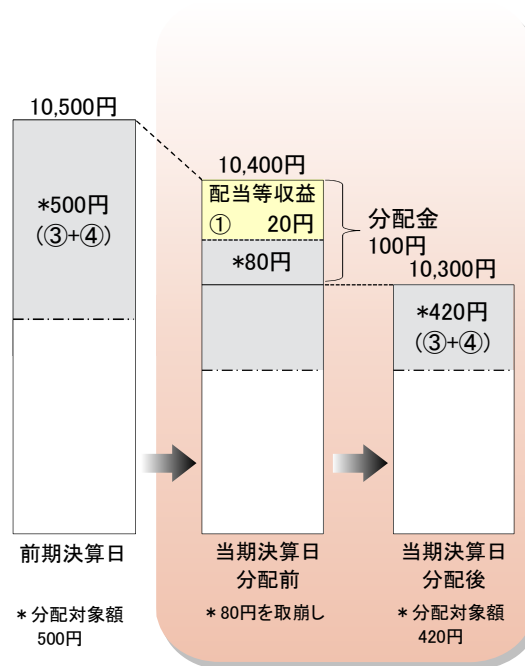
● 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



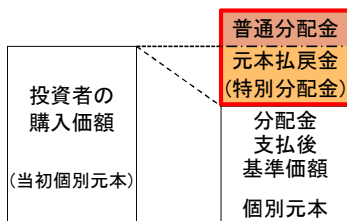
(注) 分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の売買益・評価益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

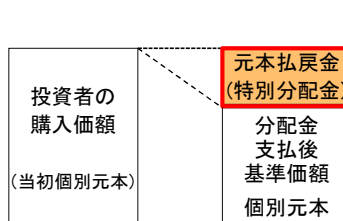
※ 上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

当ファンドのリスクについて

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、実質的に外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



為替変動リスク 為替レートの変動による外貨建資産の価格変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



金利変動リスク 金利変動による債券の価格変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落するため、基準価額の下落要因となります。当ファンドは主に債券を実質的な投資対象としますので、金利変動による債券価格の変動の影響を受けます。



信用リスク 債券の発行者の債務不履行(元本や利子の支払い不能)リスク

債券の価格は、発行者の経営・財務状況によっても変動します。特に発行者に債務不履行やその可能性が生じた場合には、債券の価格は大きく下落する可能性があります。



流動性リスク 市場における有価証券の取引量が少なく希望価格で売却できないリスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



カントリーリスク 投資対象国・地域の政治・経済・社会情勢の変化による有価証券の価格変動リスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。

(注)基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超過して支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
- 当ファンドの投資対象ファンドでは、インドネシアルピア建て以外の主要国通貨(主に米ドル)建て債券についてはNDF取引を利用して実質的にルピア建て債券と同様の経済効果を持たせる場合があります。NDF取引は為替予約取引と類似の取引ですが、ルピアに対する投機的な思惑や需給の影響を受け、その取引価格は当該主要国通貨とルピアの金利差から求められる価格と乖離する場合があります。これらの市場要因により、NDF取引によって実質的にルピア建てとした債券の利回りは、金利差等から想定される利回りを下回る場合があります。
- インドネシア国内では、債券への投資によって得られた収益に対して課税されます。税制が変更されたときには、基準価額が影響を受ける場合があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

お申込メモ

| | |
|-------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 |
| 購入価額 | お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 購入代金 | お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 |
| 換金価額 | 換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。 |
| 換金代金 | 換金の受付日から起算して原則として7営業日目からお支払いします。 |
| 購入・換金申込受付不可日 | 営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は購入・換金のお申込みはできません。 ①インドネシアの銀行休業日 ②インドネシアの公休日および政令指定休日 ③ニューヨークの銀行休業日 ただし、委託会社が別に定める日を購入・換金申込受付不可日とする場合があります。 |
| 申込締切時間 | 原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込分とします。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。 |
| 信託期間 | 原則として無期限(平成24年2月29日設定) |
| 繰上償還 | 信託終了前に、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、委託会社の判断により繰上償還を行う場合があります。 |
| 決算日 | 原則として毎月18日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 原則として毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。 |
| 信託金の限度額 | 1,500億円 |
| 公告 | 日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 委託会社は、年2回(2月および8月)の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 |

ファンドの費用

| | | |
|-----------------------|--|----------------------|
| 投資者が直接的に負担する費用 | | |
| 購入時手数料 | 3.24%(税抜3.0%)を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。 | |
| 信託財産留保額 | 換金の受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。 | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | |
| 運用管理費用①(信託報酬) | 純資産総額に対して年率1.2204%(税抜1.13%) 計算期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。 | |
| 各販売会社の 取扱い純資産残高のうち | 300億円以下の部分 | |
| | 300億円超の部分 | |
| | 委託会社 | 年率0.42876%(税抜0.397%) |
| | 販売会社 | 年率0.76680%(税抜0.710%) |
| 配分 | 受託会社 | 年率0.02484%(税抜0.023%) |
| | 受託会社 | 年率0.02484%(税抜0.023%) |
| 投資対象とする投資信託証券② | 年率0.45%(上限) | |
| 実質的な負担①+② | 年率1.6704%(上限)(税込) | |
| その他の費用・手数料 | 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等)は、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、2月および8月の計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。 | |

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社およびファンドの関係法人 委託会社およびその他の関係法人の概要は以下の通りです。

| | |
|------|--|
| 委託会社 | イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第379号 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 当ファンドの委託会社として信託財産の運用業務等を行います。 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社) 当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理業務等を行います。 |
| 販売会社 | 販売会社に関しては、次ページをご覧ください。 販売会社は、当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、換金に関する事務、収益分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。 |

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

販売会社一覧 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求、お申込先

| 金融商品取引業者等 | 金融商品取引業者 | 登録金融機関 | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人 日本投資顧問業協会 | 一般社団法人 金融先物取引業協会 | 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会 |
|-------------------------|----------|--------|------------------|---------|---------------------|---------------------|------------------------|
| いよぎん証券株式会社 | ○ | | 四国財務局長(金商)第21号 | ○ | | | |
| 宇都宮証券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第32号 | ○ | | | |
| エイチ・エス証券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第35号 | ○ | | | |
| エース証券株式会社 | ○ | | 近畿財務局長(金商)第6号 | ○ | | | |
| SMBC日興証券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社SBI証券 | ○ | | 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | | ○ | ○ |
| カブドットコム証券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第61号 | ○ | | ○ | |
| 高木証券株式会社 | ○ | | 近畿財務局長(金商)第20号 | ○ | | | |
| 東海東京証券株式会社 | ○ | | 東海財務局長(金商)第140号 | ○ | | ○ | ○ |
| 東洋証券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第121号 | ○ | | | |
| ひろぎんウツミ屋証券株式会社 | ○ | | 中国財務局長(金商)第20号 | ○ | | | |
| フィデリティ証券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第152号 | ○ | | | |
| マネックス証券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第165号 | ○ | ○ | ○ | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第180号 | ○ | ○ | | |
| 水戸証券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第181号 | ○ | ○ | | |
| 楽天証券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| リテラ・クリア証券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第199号 | ○ | | | |
| 株式会社あおぞら銀行 | | ○ | 関東財務局長(登金)第8号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社静岡銀行(インターネット専用) | | ○ | 東海財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | |
| スルガ銀行株式会社 | | ○ | 東海財務局長(登金)第8号 | ○ | | | |

※上記は当資料作成時点での予定を含む情報を記載しています。

照会先：
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
 TEL.03-5224-3400
 (受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)
 ホームページアドレス <http://www.eastspring.co.jp/>

ご留意事項

○当資料は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が、当ファンドの参考となる情報の提供およびその内容やリスク等を説明するために作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○当資料は信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではありません。○当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。○当資料で使用しているグラフ、パフォーマンス等は参考データをご提供する目的で作成したものです。数値等の内容は過去の実績や将来の予測を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。○投資信託は、預貯金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。○ご購入の際は、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容を必ずご確認のうえ、投資のご判断はご自身でなさいますようお願いいたします。